

当医院からのご案内

☐ 厚生局長への届出事項

当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生(支)局に届出を行っています。

- (1) 時間外対応加算 3
- (2) 短期滞在手術等基本料 1
- (3) コンタクトレンズ検査料 1
- (4) 緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの））
- (5) 緑内障手術（水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
- (6) 緑内障手術(濾過胞再建術(needle 法))
- (7) 外来・在宅ベースアップ評価料（I）

☐ 明細書の発行について

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、ご理解を頂き、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にお申し出下さい。

☐ 保険外負担に関するご案内

当院では、以下の事項について、実費のご負担をお願いしております。

一般診断書等	1, 100円（税込）
生命保険・身体障害者等の診断書	5, 500円（税込）
保護メガネ	4, 180円（税込）

☐ 当院が行った手術件数

（厚生労働省が定める施設基準により、厚生局長に届出が定められている手術）

黄斑下手術等 76 件

□外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）について

医療現場で働く方々のベースアップを行うことで、人材を確保し、良質な医療提供を持続させるための取り組みです。患者さまの診療費のご負担が上がる場合がありますが、医療現場で働く方々のベースアップにすべて充てられますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

三原駅かなもと眼科